

各位

瑞浪市長 水野光二

質疑回答書

「シ推委第6号 瑞浪駅北地区道路等整備検討及び実施設計業務」の公募型プロポーザルに係る質疑について、次のとおり回答します。

番号	質 疑	回 答
1	公募型プロポーザル実施要領 2. 業務概要 (3) 業務期間 (契約期間) 本業務の公募型プロポーザル実施要領「2. 業務概要 (3) 業務期間 (契約期間)」に契約締結の日から令和8年3月31日と記載がありますが、契約期間についてはやむを得ない事情や業務の進捗状況により、工期の延長が認められる可能性はございますでしょうか。ご教授願います。	関係機関との協議進捗等、やむを得ない事情がある場合、市との協議により合意を得た場合に限り契約期間の変更を認めるものとします。
2	特記仕様書 6 業務内容 6.1 予備検討業務 (2) ロータリー機能の検討 改修するロータリーにおいて、バスの乗降場は必須条件となりますか。	バスの乗降場は必要と考えていますが、関係機関との協議により決定します。
3	特記仕様書 6 業務内容 6.1 予備検討業務 (3) 車道、歩道、地下自由通路等の想定交通量・幅員等の検討 車道、歩道、地下自由通路等の想定交通量の検討とありますが、本業務で交通量調査は行わず、市より提供される「駅北駐車台数検討資料」、「地下自由通路歩行者・自転車交通量調査資料」、「駅北口改札利用者想定資料」を用いて検討を行う認識で相違はありませんか。	お見込みのとおりです。

4	特記仕様書 6 業務内容 6.1 予備検討業務（4）滞留施設、広場空間 滞留施設、広場空間等の機能及び規模の検討において、検討可能な範囲はどこまででありますか。	特記仕様書「図-1 業務計画位置図」に示す赤枠の範囲とします。
5	特記仕様書 6.2 実施設計業務（3）実施設計ア）道路等整備設計 市道駅北ロータリー線及び関連道路の設計に関して、業務計画位置図に道路線形が記載されていますが、線形踏襲の必要性がありますか。	業務計画位置図に示す道路線形は参考であり、踏襲する必要はありません。
6	特記仕様書 6.2. 実施設計業務（3）実施設計 実施設計項目に滞留施設、広場空間設計が含まれていないが、実施設計対象外の認識でよろしいでしょうか。	予備検討した滞留施設、広場空間についての実施設計は、道路等整備設計、駐車場整備設計に含まれます。
7	特記仕様書 6.2. 実施設計業務（5）デザインガイドライン素案の作成 デザインガイドラインの対象となる瑞浪駅周辺の範囲は決まっていますか。	特記仕様書「図-1 業務計画位置図」に示す赤枠及び、黒破線の範囲とします。
8	特記仕様書 6.2. 実施設計業務（5）デザインガイドライン素案の作成 デザインガイドラインは、関連事業等の関係者の合意をもって作成されるとありますが、本業務にて行う関係機関協議とは別で関係者合意を行う機会がありますか。	基本的には本業務の関係機関協議にて、デザインガイドライン素案を作成しますが、別途協議調整等が必要な場合は、市との協議により決定します。
9	特記仕様書 6.3 撤去設計業務（1）既存施設の現況把握 既存施設の劣化状況把握とありますが、調査対象となる施設一覧等の資料がありますか。	調査対象の一覧はありません。本業務を行う上で、既設構造物の活用や、撤去の計画に必要な現況を把握するものです。

1 0	特記仕様書 6.3 撤去設計業務（1）既存施設の現況把握 現況図整理とありますが、具体の作業内容を示していただきたいです。また、測定図の作成とありますが、シェルター等の施設寸法を測定することで相違ないでしょうか。さらに、測量作業が別途必要となった場合は変更対象となりますか。	本業務を行う上で、既設構造物の活用や、撤去の計画に必要な現況を把握するものです。 測量作業等が別途必要となった場合は、市との協議により合意を得た場合に限り変更を認めるものとします。
1 1	特記仕様書 6.3 撤去設計業務（1）既存施設の現況把握 埋設基礎部や埋設管関係の図面整理または測定図の作成とありますが、具体の作業内容を示していただきたいです。また、調査に当たり重機等が必要となる場合、受注者にて用意する必要がありますか。さらに、現地作業が別途発生した場合は変更対象となりますか。	No. 10 の回答を確認してください。
1 2	特記仕様書 6.6. 打合せ協議（2）関係機関協議 想定している開催回数はありますか。	駅北地区複合公共施設設計事業者との協議については、本業務と相互に、より良い設計成果となるように調整及び連携の方法を提案してください。 鉄道会社との協議については複数回を想定しています。 その他各機関については1回程度を想定しています。
1 3	公募型プロポーザル実施要領 3. 参加資格（8） 平成 28 年度以降で類似施設（駅前広場、平面駐車場（300 台以上）、地下自由通路のいずれか）の調査、検討または設計業務の実績を有していることとあるが、調査、検討の内容に基本構想及び基本計画を含むという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1 4	公募型プロポーザル実施要領 3. 参加資格 共同事業体で参加する場合は、構成員にも（1）～（7）のすべてを満たすことが求められていますが、（1）を含めしまうと異業種との共同事業体を組成できなくなります。構成員には（1）を除く（2）～（7）を要件としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

1 5	公募型プロポーザル実施要領 6. 参加手続等 (3) 提案書の提出 副本には企業名等は記載しないことと書かれていますが、企業名部分を黒塗りすることによってよろしいでしょうか。また、技術者名も同様の対応でよろしいでしょうか。 協力企業や協力者については、名称を伏せる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	企業名等を特定できる事項については、伏せて審査するものとしています。副本の企業名や技術者名等の該当部分の黒塗りでもかまいません。 協力企業や協力者についても、同様に企業名等を特定できないようにしてください。
1 6	公募型プロポーザル実施要領 2. 業務概要 (3) 業務期間 (契約期間) 業務を遂行するうえで別途発注されている「瑞浪駅北地区複合公共施設整備事業」の設計者との調整が必要となると考えます。本業務の履行期限である令和8年3月31日までに必要な調整を終えることは困難と考えます。履行期限の延伸もしくは、令和8年度に改めて別途業務を発注される予定はありますでしょうか。	No. 1 の回答を確認してください。
1 7	特記仕様書 6. 業務内容 北口改札と接続するペDESTリアンデッキやロータリー昇降部のシェルターは、本業務には含まれないと考えて宜しいでしょうか。	北口改札と各施設を結ぶ連絡通路（ペDESTリアンデッキ等）は本業務に含みませんが、特記仕様書「図-1 業務計画位置図」業務範囲対象範囲に示す赤枠の範囲に計画するシェルター等については、本業務に含みます。
1 8	公募型プロポーザル実施要領 8. 提案書の評価基準等 優先交渉権者は、一次審査と二次審査の合計点で決定されるのでしょうか。	優先交渉権者は二次審査の結果のみで決定します。

以上